

## 八幡浜市誘客活動等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 八幡浜市観光物産協会（以下「協会」、協会会長を「会長」という。）は、市内の民間団体等がその活力や発案を活かして、新たな視点からの観光地づくりを行い、市内への誘客や地域の伝統行事の振興を図る事業で、八幡浜市観光物産協会会則第4条に規定する事業に要する経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で八幡浜市誘客活動等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(民間団体等)

第2条 前条に規定する民間団体等とは、次の各号に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地域の自治会、町内会等のコミュニティ団体
- (2) 商工会議所、商工会、商店街振興組合等の産業経済団体
- (3) 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体
- (4) 地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、実行委員会、協議会等
- (5) その他会長が特に認めるもの

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、原則として次の各号に掲げる事業を含まないものとする。

- (1) 公営企業に関する事業
- (2) 特定の個人や法人の利益増進など公益性を有しないと認められる事業
- (3) 市の内部管理に属する事業、庁舎等公営施設整備事業等
- (4) 各種施設の運営・維持管理等の事業
- (5) 国、県、市及びその他の団体の補助制度の対象となる事業
- (6) 道路、港湾整備等のインフラ整備事業
- (7) 前各号に準ずるものと会長が認める事業

(事業の応募)

第4条 この事業による支援を受けようとする者は、任意の様式により、次に掲げる内容を記した事業計画書を別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施期間
- (3) 事業の目的及び内容
- (4) 事業実施により期待される効果

ア 地域・観光資源の創出及び活用等による誘客見込人数  
イ 市への経済波及効果（物品等の調達、事業実施等により見込まれる関連産業等について）

- (5) 事業予算及びその内訳
- (6) 次年度以降への事業展開
- (7) 代表者の住所、氏名等連絡先
- (8) 民間団体等の規約等
- (9) その他必要な書類、説明資料

(交付決定)

第5条 会長は、前条に規定する事業計画書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該交付希望者に通知するものとする。

2 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更承認申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各経費区分の20%以内の増減等の軽微な変更については、この限りでない。

2 会長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

この場合において、会長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

この場合において、会長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助金に係る補助事業実績報告書に關係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、第5条の規定により決定した額を交付するものとする。

2 第5条の交付決定を受けた補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、八幡浜市誘客活動等支援事業補助金（概算）請求書を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 会長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は、補助金の交付が不相当と認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第11条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を当該補助事業完了後2年間整備しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。